

事務連絡
令和4年7月11日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

警察庁交通局交通企画課長

自転車等の安全利用促進に向けた都道府県警察との更なる連携強化について（依頼）

警察では、良好な自転車交通秩序の実現に向け、特に小学生、中学生及び高校生に対する自転車安全利用に係る対策を効果的に行うため、別添のとおり、都道府県警察に対し、教育委員会及び学校等と更なる連携強化を図り、児童・生徒に対する自転車安全教育をより一層推進するよう指示することとしております。

つきましては、自転車等の安全利用促進に向けた取組がより効果的なものとなるよう、各都道府県教育委員会等関係機関に対して、教育現場における自転車安全教育の重要性、警察と連携した交通安全教育の推進等について周知していただきますようお願いいたします。

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和6年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長

警 察 庁 丁 交 企 発 第 184 号
令 和 4 年 7 月 1 1 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長

自転車等の安全利用促進に向けた教育委員会及び学校等との更なる連携強化について
(通達)

各都道府県警察においては、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」(令和4年1月28日付け警察庁丙交企発第5号ほか)に基づき、都道府県ごとの情勢を踏まえ、自転車の安全利用に係る諸対策を推進しているところであるが、令和3年中の自転車関連死亡・重傷事故件数を年齢層別に見ると、「19歳以下」が約2割を占めているほか、小学生、中学生及び高校生の別にその推移を見ると、高校生は、小・中学生と比較して2倍程度で推移するなど、高校生に対する対策の必要性が特に高くなっている。加えて、平成29年から令和3年の状態別死者・重傷者数を見ると、中学生では自転車乗用中が約7割を占め、小学生も学齢が上がるにつれ自転車乗用中の割合が多くなっており、小学校及び中学校においても自転車安全教育が重要であるといえる。

また、本年4月に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正道路交通法」という。)により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されることとなるが、自転車乗用中の交通事故死傷者におけるヘルメット着用者の割合を見ると、小・中学生においては徐々に着用率は上昇しているものの、いまだ十分な水準とは言えず、また、高校生においては着用が浸透していない状況であり、これらの年齢層の着用率向上は大きな課題となっている。

加えて、改正道路交通法により、電動キックボード等の一定の要件を満たす原動機付自転車を特定小型原動機付自転車と位置付け、自転車と同様の交通ルールを定めることとされたところ、特定小型原動機付自転車については、高校生等の16歳以上の者が運転免許を有さずに運転が可能となることから、高校生等に対し、基本的な交通ルールや電動キックボード等に関する正しい知識の周知がこれまで以上に重要となる。

当庁では、このような情勢を踏まえ、文部科学省主催の「学校安全行政担当者連絡協議会」において、教育委員会等に対し、高校生をはじめとする児童・生徒に対する自転車に関する交通安全教育の取組強化や都道府県警察との連携強化を依頼するなど、高校生等に対する交通安全対策を推進しているところである。

各位にあっては、都道府県警察において教育委員会及び学校等との更なる連携の強化を図るとともに、自転車の安全利用促進に向けた諸対策がより効果的なものとなるよう取組を推進されたい。

なお、文部科学省から教育委員会等に対して本通達の内容が通知されるので、参考とされたい。